

南丹市障害者計画の進捗管理について

1. 第4期南丹市障害者計画の概要

(南丹市障害者計画抜粋) P36～67

第3章 計画の基本方針

1. 計画に基本理念

本市は、平成30年3月に策定した第2次南丹市総合振興計画において、めざすべきまちの将来像として「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を掲げ、総合的なまちづくりを進めています。

総合振興計画で示す障害福祉の分野に関しては、10年後のビジョンとして「障がい の種別や程度にかかわらず、障がいのある人も地域の一員として社会とかかわりながら、地域のなかで安心して生活していける共生社会の実現をめざします。」を掲げています。

平成30年3月に策定した「南丹市障害者計画」においても、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」を基本理念として掲げ、各種障害者施策を進めてきています。

本計画においては、この基本理念を踏襲しながら、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。
「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」

2. 計画の基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。障害福祉サービス等が必要とされている方へ届くものとなっているのかを常に点検、分析、評価しながら、我が国の目指す社会の実現に向け、本市の地域特性を生かしながら施策を進めます。

◆障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が自立して社会参加の実現を図っていけるよう、必要な障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

◆障がい種別によらない障害福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等を対象とする障害福祉サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等に対しては、障害者総合支援法に基づくサービス提供の対象となっていることの周知を強化し、必要なサービスの活用がなされるよう支援を行います。

◆地域生活移行・継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援に向けて、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、

地域生活支援の拠点づくりや地域での支え合いの推進等、社会資源を活用した提供体制の整備を進めます。

◆地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域共生社会の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

◆障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供等、地域支援体制の構築を図ります。また、関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

◆障害福祉人材の確保・定着

安定的な障害福祉サービス等の提供体制を担う人材の確保・定着を図るため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。

◆障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえつつ、障がい者による文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備の推進といった、地域における社会参加の促進に向けた支援を行います。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

第4章 第4期障害者計画

計画の施策体系

基本目標	基本施策
基本目標1 「ともに育ち、ともに学ぶために」	(1) 子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育
	(2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立
	(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実
	(4) 放課後活動等の充実
	(5) 自立と社会参加のための支援
基本目標2 「働く場や生きがいの創出のために」	(1) 雇用・就労の支援
	(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出
	(3) 生きがいづくりの促進
	(4) 外出・移動の支援
基本目標3 「すこやかなくらしのために」	(1) 保健・医療サービスの充実
	(2) 難病患者等への支援の充実
	(3) 精神保健福祉施策の推進
基本目標4 「自立した生活をおくるために」	(1) 相談体制の充実
	(2) 情報提供体制の充実

	(3) 権利擁護体制の充実
	(4) 生活の場の確保
	(5) 包括的な支援体制の構築
基本目標 5 「安全で快適なくらしのために」	(1) だれもが住みやすいまちづくり
	(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり
	(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり
基本目標 6 「共感しあえる地域づくりのために」	(1) 福祉の心・人権意識の高揚
	(2) 地域のふれあい、支えあいの促進
	(3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進

基本目標 1 とともに育ち、ともに学ぶために

障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障がいのある子どもへのきめ細やかで適切な支援を行って、子どもの健やかな成長と発達を推進します。

(1) 子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育
母子保健事業の推進／早期療育体制の充実／障害児通園事業の充実
(2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立
早期発見・早期対応の充実／巡回相談事業の充実／障がい児保育の充実に向けた研修の充実／教育相談の充実／特別支援教育の推進／進路指導の充実／職員研修の充実
(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実
子育て発達支援センターにおける児童の成長発達への支援／発達相談事業 発達障がいの理解促進と二次障害の予防／関係機関等の連携と協働
(4) 放課後活動等の充実
放課後、学校休暇期間の生活の充実／放課後等デイサービス事業所の活用
(5) 自立と社会参加のための支援
切れ目のない相談体制の連携／支援ネットワークの構築

基本目標 2 「働く場や生きがいの創出のために」

障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障がいのある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

就職した後の支援や退職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

(1) 雇用・就労の支援
障がい者雇用の理解と啓発／職親制度の普及・啓発／障害福祉サービスにおける支援の推進／障がい者の就労促進の充実／職場への定着支援／福祉的就労の支援／農福連携
(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出
ハローワークとの連携／教育・福祉との連携体制

(3) 生きがいづくりの促進
スポーツ活動への参加／芸術文化活動の開催／グループワーク事業
(4) 外出・移動の支援
移動環境の整備／移動支援事業の活用

基本目標3 すこやかなくらしのために

障がいのある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。また、難病や高次脳機能障がいといった障害の多様化も進んでいる中、ひきこもりや8050問題といった課題の複雑化もみられ、そういった方への支援の充実を図っていくことも重要です。障がいのある人等に対して、適切な保健サービス・医療等を充実させ、ニーズに沿った保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

(1) 保健・医療サービスの充実
健康診査の充実／生涯を通じた健康づくりの推進／医療費助成制度の実施 医療体制の充実
(2) 難病患者等への支援の充実
難病患者等への支援
(3) 精神保健福祉施策の推進
医療との連携体制の整備／精神疾患・精神障がいへの理解促進／相談支援の充実

基本目標4 自立した生活をおくるために

障がいのある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護等、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。また、地域における福祉活動やボランティアの方々とも連携した、地域での暮らしや支え合いの実現に向けた取組にも、力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実を図り、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

(1) 相談体制の充実
相談窓口の充実／相談支援の充実／地域における相談活動の充実／相談支援体制の強化
(2) 情報提供体制の充実
情報提供体制の多様化／情報提供体制の整備／障がいへの理解促進
(3) 権利擁護体制の充実
成年後見制度の利用促進／日常生活自立支援事業の推進／障害者虐待防止対策の強化／障がいを理由とする差別の解消の推進
(4) 生活の場の確保
グループホーム事業等への支援

(5) 包括的な支援体制の構築
包括的な支援体制の構築

基本目標5 安全で快適なくらしのために

安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することは、障がいのある人だけでなく、すべての住民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備を図ります。

また、大規模な自然災害が発生した際に備え、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

(1) だれもが住みやすいまちづくり
ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備／公共施設などの整備・改善 道路・交通安全施設の整備
(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり
公営住宅におけるバリアフリー化／各種給付・融資制度の周知
(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり
地域における交流と周知／地域における防災・防犯体制の強化 南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進／災害情報等の提供と防災意識の高揚

基本目標6 共感しあえる地域づくりのために

障がいのある人の「自立と社会参加」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障がいのある人に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

(1) 福祉の心・人権意識の高揚
各種メディアの活用／「障害者週間」等の活用／相互理解の促進 関係団体等との連携の強化
(2) 地域のふれあい、支えあいの促進
地域コミュニティ・ネットワークづくり／ボランティア養成講座の充実
(3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進
地域でのネットワーク体制の確立

2. 計画における各施策の実施状況について

各施策達成状況を令和7年度末時点で「計画通りに実施した」「一部実施した」「実施していない・検討中」の3段階により評価を行いました。（※各施策担当部署での評価となります。）

全体で69項目ある施策の中で、56項目（81.2%）が「計画通りに実施した」となっています。また、「一部実施した」は10項目（14.5%）、「実施していない」は3項目（4.3%）となりました。

●計画における各施策達成状況

基本目標	計画通りに実施	一部実施した	実施していない・検討中	計
年度	R7	R7	R7	R7
全体	56	10	3	69
【基本目標1】ともに育ち、ともに学ぶために	18	0	0	18
【基本目標2】働く場や生きがいの創出のために	9	4	1	14
【基本目標3】すこやかなくらしのために	6	2	0	8
【基本目標4】自立した生活を送るた	10	3	0	13
【基本目標5】安全で快適なくらしのために	6	1	2	9
【基本目標6】共感しあえる地域づくりのために	7	0	0	7

●主な取り組み状況等

基本目標1 ともに育ち、ともに学ぶために

- ・相談件数が増加する児童の発達相談にも対応できるよう発達支援センターを中心に、各関係機関との連携強化や保育の場への支援の充実を図りました。
- ・教育の場においては、教育相談事業を充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先、将来にわたる自立への見通しが持てる相談活動の推進を図ることで、より一層保護者と本人に寄り添った支援を行いました。
- ・南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク会議により南丹圏域の障害者施策について情報共有を図りました。

基本目標2 働く場や生きがいの創出のために

- ・障害者就労支援事業所などに通所される方を対象に通所に必要な交通費の一部助成を行ない利用者の経済負担を図りました。
- ・市内の障害者就労支援事業所によるネットワークを構築し、商品・作業パンフレットの作成、受発注情報の共有を行うことで事業所の経営基盤を強化及び就労の場の確保を図り、雇用・就

労の支援を行ないました。

- ・南丹市身体障害者福祉会主催により年間を通じて各種スポーツ大会やレクリエーション大会の開催し社会参加の促進に努めました。
- ・生きがいづくりの促進に向け、グループワーク事業をこころの健康推進員や精神保健福祉推進家族会の協力により開催し、精神的な不安のある方に対して交流の場や社会活動の機会の提供を図りました。

基本目標3 すこやかなくらしのために

- ・医療の充実に向け、自立支援医療事業及び福祉医療事業を実施しました。また、医師会等の医療機関と連携し適切な医療体制を図りました。
- ・難病患者への支援の充実に向け、南丹保健所難病対策地域協議会で難病患者の支援体制に係る課題について情報共有協議を行いました。
- ・障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所との連携会議を定期的に開催しました。

基本目標4 自立した生活をおくるために

- ・福祉の総合相談窓口、基幹相談支援センターを設置し、関係機関と連携を図りながら情報提供、助言を行ない総合的・継続的に支援を行いました。
- ・地域の障害者相談員による「なんでも相談日」を開設し当事者や家族の目線に立った相談対応が行なえる体制の充実を図りました。
- ・情報提供体制の充実を図るため、ふない聴覚言語障害センターにより、手話及び要約筆記奉仕員養成講座を実施し意思疎通支援者の養成等、意思疎通体制づくりに努めました。
- ・市役所窓口では、UD トークとレルクリアを設置し、聴覚障害者のコミュニケーション支援の充実を図りました。

基本目標5 安全で快適な暮らしのために

- ・公共施設をはじめ道路、交通安全施設、公営住宅等の整備については各計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備を進めました。
- ・防災行政無線やメール配信等を活用した災害時情報伝達システムの利用拡充を図りました。
- ・安全・安心な地域づくりのため、災害時要配慮者台帳の整備を図りました。
- ・公共施設や聴覚障がいのある方が集まる場所へのアイドラゴン4の導入に向けた検討を進めました。

基本目標6 共感しあえる地域づくりのために

- ・南丹市身体障害者福祉会により、「障害者の日」や「障害者週間」の啓発活動の取り組み、福祉の心、人権意識の高揚を図りました。
- ・市内4か所に地域活動支援センターを開設し、障がいのある方の居場づくり日中活動の提供を図り、様々な企画により地域コミュニティ・ネットワーク作りに努めました。